

保育所利用選考基準点表の修正

保育所利用選考基準点表について、次のとおり修正をおこなった。

■修正前

区分	状況	父	母
②自営業	月 160 時間以上	18	18
	月 120 時間以上	16	16
	月 80 時間以上	14	14
	月 64 時間以上	12	12
	通勤時間 1 時間以上 (加点)	+2	+2
	開業届出書の提出 (加点、本人のみ)	+4	+4
	自宅内での勤務	-2	-2
	就労実績 3 か月未満 (就労見込含む)	-2	-2

■修正後

「開業届出書の提出 (加点、本人のみ)」の項目を削除し、就労時間ごとの点数に、それぞれ 4 点を加点

区分	状況	父	母
②自営業	月 160 時間以上	22	22
	月 120 時間以上	20	20
	月 80 時間以上	18	18
	月 64 時間以上	16	16
	通勤時間 1 時間以上 (加点)	+2	+2
	/	/	/
	自宅内での勤務	-2	-2
	就労実績 3 か月未満 (就労見込含む)	-2	-2

※詳細別紙のとおり